

## 個人情報保護法施行令の改正の方向性

令和 3 年 11 月  
個人情報保護委員会事務局

- 個人情報保護法（以下「法」という。）の令和3年改正のうち、令和4年4月から施行される国の行政機関等に係る部分に関しては、個人情報保護法施行令（以下「施行令」という。）の改正等を内容とする、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和3年政令第292号）が、令和3年10月29日に公布済み。
- 今後、地方公共団体等に係る部分に関しても、施行令において、以下のとおり所要の規定の整備を行う予定（令和5年春施行予定）。

**1. 地方公共団体等行政文書から除かれるもの**

法第60条第1項において、保有個人情報、行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書に記録されている個人情報に限られるものとされているところ、同項で地方公共団体等行政文書から除外されている「行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるもの」を規定する。

**【方向性】**

## ○ 行政機関情報公開法第2条第2項第1号に相当する規定

同号に列挙されている文書のほかに、地方公共団体において国の官報に相当する文書である公報を加える。

## ○ 行政機関情報公開法第2条第2項第2号に相当する規定

地方公共団体においては、同号の「特定歴史公文書等」を管理する国立公文書館等に相当する施設を必ずしも設置していないことから、同号に相当する規定は設けず、同項第3号に相当する規定において対象となる施設に公文書館を加える。

## ○ 行政機関情報公開法第2条第2項第3号に相当する規定

同号の「施設」については、内閣総理大臣が指定した施設とされているところ、地方公共団体においては長が指定する施設とする。また、上記のとおり、対象となる施設に「公文書館」を加える。

さらに、行政機関情報公開法第2条第2項第3号の「特別の管理」の内容については、公文書管理法施行令第4条各号に規定されているところ、これらに相当するものとして以下を規定する。

- 資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- 資料の目録が作成され、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- 資料に情報公開条例に規定する不開示情報が記録されていると認められる場合等、一定の場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
- 資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- 資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

## 2. 公的部門同様の安全管理措置を講ずべき業務

法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる地方独立行政法人（試験研究、大学・病院の運営等を行う法人）が法令に基づき行う業務であって政令で定めるものについては、公的部門の安全管理措置に関する規定が準用される（法第 66 条第 2 項第 3 号）。

また、地方公共団体の機関が行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるものについても同様である（同項第 4 号）。

### 【方向性】

#### ○ 法第 66 条第 2 項第 3 号の政令で定める業務

デジタル社会形成整備法第 50 条の規定に係る政令改正で法別表第 2 に掲げる法人について規定した業務（ガイドライン（行政機関等編）（案）5-3-1(2)（※1）参照。）のほか、これらの業務に類するもの（条例に基づき行うものに限る。）として条例で定めるものを規定する。

#### ○ 法第 66 条第 2 項第 4 号の政令で定める業務

医療観察法第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務のほか、当該業務に類するもの（条例に基づき行うものに限る。）として条例で定めるものを規定する。

## 3. 写しの送付の求め

国の行政機関から保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して写しの送付を求めることができ、費用の納付方法は個人情報保護委員会規則で定めることとされている。また、独立行政法人等から保有個人情報の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して写しの送付を求めることができ、独立行政法人等は、当該定めを一般の閲覧に供することとされている。

### 【方向性】

地方公共団体の機関から保有個人情報の開示を受ける者についても、送付に要する費用を納付して写しの送付を求めることができることとし、費用の納付方法は地方公共団体の規則で定めることとする。また、地方独立行政法人から保有個人情報の開示を受ける者についても、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して写しの送付を求めることができることとし、地方独立行政法人は、当該定めを一般の閲覧に供することとする。

## 4. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

法第 119 条第 3 項及び第 4 項の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料として条例で定める額の標準を政令で定めることとされている。

### 【方向性】

国の行政機関における手数料の額を標準として定める。

※ 政令改正においては、上記のほか、行政不服審査法施行令の読替規定の措置や条文番号の整理等を行う。

以上